

生徒のみなさん・保護者のみなさま・外部一般のみなさま

金蘭千里中学校・高等学校

「金蘭千里五則 2026」について

※本校は以下に示す一～五の五則で「金蘭千里五則」に基づいて生活指導を行います。

〇、基本となる考え方

- 金蘭千里は「個別性・多様性を尊重しつつ集団性・社会性を養うため」に生活指導を行います。
- 基本方針は「正しい容儀で、明るく挨拶」となります、「正しい容儀」とは「身辺を整える」ということ（後述の一、二）と「明るく挨拶」とは「他人と適切にかかわること（後述の三、四、五）を指します。
- 指導のレベル（＝誰による事実確認の上での指導となるか）については4段階のレベルを設定します。

レベル4：学校による事実確認の上で指導・処分（転学勧奨や退学などの処分もあり得ます）

レベル3：生活指導部による事実確認の上で指導・処分

レベル2：担任・学年団による事実確認の上で指導

レベル1：教員によるその場での指導

一、制服・制定品の正しい着用・使用

→金蘭千里学園の生徒としての誇りをもって充実した学生生活を送ることができるようにするため、また、服装に無用に気をとられることなく勉学に励むことができるようにするため指導をします。

レベル2（以下の項目が守れない場合は担任・学年団による事実確認の上で指導となります）

○制定品以外の使用はしてはいけません。

○制服の改造はしてはいけません。

レベル1（以下の項目が守れない場合は教員によるその場での指導となります）

○制服の着崩し（シャツ出し、スカート折り）はしてはいけません。

二、人工的加工・装飾をしない

→金蘭千里学園の生徒としての誇りをもって充実した学生生活を送ることができるようにするため、また、髪型や装飾品等に無用に気をとられることなく勉学に励むことができるようにするため指導をします。

レベル2（以下の項目が守れない場合は担任・学年団による事実確認の上で指導となります）

○頭髮の人工的加工（染髪・脱色・縮毛矯正以外のパーマ）はしてはいけません。

○ピアス・ネイル・程度の著しい化粧はしてはいけません。

レベル1（以下の項目が守れない場合は教員によるその場での指導となります）

○軽微なメイクもしてはいけません。

三、クラス全員が勉強に集中できる環境にする

→学習に必要なものの持参は控えていただくよう指導します。

レベル2（以下の項目が守れない場合は担任・学年団による事実確認の上で指導となります）

○ゲーム類全般、おもちゃ雑貨、漫画類、コスメ・アクセサリ類の授業中の使用はしてはいけません。

○授業中の飲食はしてはいけません。但し、お茶、水による水分補給は可とします。

レベル1（以下の項目が守れない場合は教員によるその場での指導となります）

○所定の場所・時間以外の飲食はしてはいけません【自販機利用ルール（昼休みは自教室か食堂で、放課後は教員管理下教室か食堂で飲食可）に準じます】

○ゲーム類全般、おもちゃ雑貨、漫画類、コスメ・アクセサリ類の授業中以外での校内使用・持ち込みもしてはいけません。

○携帯、iPadの目的外使用（学校における勉強目的以外のYoutubeやゲーム、チャット・SNSでの使用）はしてはいけません。

○飲食のマナーに反してはいけません。

四、校内のルール・マナー・モラルを守る

→他人を傷つけたり他人に迷惑をかけたりしないよう指導します。

レベル4（以下の項目が守れない場合は学校による事実確認の上で指導・処分となります）

（状況に応じてレベル3・2・1に切り替えとなります）

○生徒・教員に対する暴力・暴言など（SNSなどネット空間を含む）は絶対にしてはいけません。

○いじめに関することは絶対にしてはいけません。

○他の生徒が学習その他の指導を受ける権利を侵害するようなことは絶対にしてはいけません。

○カンニング・改変などの成績に関係する不正行為は絶対にしてはいけません。

レベル3（以下の項目が守れない場合は生活指導部による事実確認の上で指導・処分となります）

○物損（程度が著しい、もしくは繰り返す）、無断借用、侵入、金銭のやり取り、飲食や遊興費用をおごる、おごらせること（程度が著しい、もしくは繰り返す）、危険物持ち込みはしてはいけません。

○無断撮影やその写真のSNS上での拡散など、プライバシーの侵害や個人情報の漏洩はしてはいけません。

レベル2（以下の項目が守れない場合は担任・学年団による事実確認の上で指導となります）

○飲食や遊興費用をおごる、おごらせることや、物損は（程度が著しくなかったとしても）してはいけません。

レベル1（以下の項目が守れない場合は教員によるその場での指導となります）

○スマホや通信機能のついた時計を教室で所持してはいけません。必ず担任に預けてください。

○その他授業中・休み時間・放課後の軽微な問題行動もしてはいけません。

○安全のため歩きながらのスマホ・イヤホンの使用はしてはなりません。

五、社会でのルール・マナー・モラルを守る

→社会の一員としてのルール・常識を守っていただくよう指導します。

レベル4（以下の項目が守れない場合は学校による事実確認の上で指導・処分となります）

○触法行為（犯罪として立件されうる案件、例えば飲酒、喫煙、窃盗、傷害、不正アクセス）は絶対にしてはいけません。

レベル3（以下の項目が守れない場合は生活指導部による事実確認の上で指導・処分となります）

○上記「レベル4」で挙げたこと以外の外部の方に迷惑をかける行為（いたづら）もしてはいけません。

レベル2（以下の項目が守れない場合は担任・学年団による事実確認の上で指導となります）

○バス電車内や通学途中での迷惑行為（騒ぐ）をしてはいけません。

○生活サイクルに影響を及ぼすような度を越えた寄り道などはしてはいけません。

レベル1（以下の項目が守れない場合は教員によるその場での指導となります）

○バス電車内や通学道中での迷惑行為（飲食・スマホ通話など）やマナー違反はしてはいけません。

○指定された通学路以外を通過して登校してはいけません。